



発行 東京都

目次

26

規程（交）

- 東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局電子署名規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局デジタルサービス開発・運用規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都交通局安全衛生管理規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………一〇

告示（交）

○昭和五十四年交通局告示第十一号（東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間）の一部改正……………一〇

規程（交）

●交通局規程第十六号

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局自動車営業所処務規程（昭和二十七年交通局規程第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表東京都交通局江東自動車営業所の項中「、直行二号系統」を削る。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●交通局規程第十七号

東京都交通局電子署名規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局電子署名規程の一部を改正する規程

東京都交通局電子署名規程（令和六年交通局規程第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項、第五条第一項及び第六条中「企画担当部長」を「経営改革推進担当部長」に改める。

第七条中「総務部デジタル推進担当課長」を「総務部DX推進担当課長」に改める。

第八条第五項及び第十一条から第十三条までの規定中「企画担当部長」を「経営改革推進担当部長」に改める。

別記第一号様式、第二号様式及び第五号様式中「企画担当部長」を「経営改革推進担

当部長」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●交通局規程第十八号

東京都交通局デジタルサービス開発・運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局デジタルサービス開発・運用規程の一部を改正する規程

東京都交通局デジタルサービス開発・運用規程(令和五年交通局規程第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「企画担当部長」を「経営改革推進担当部長」に改める。

第九条(見出しを含む。)中「情報処理指導主任」を「DXアンバサダー」に改める。

第十条の見出し中「情報処理指導主任」を「DXアンバサダー」に改め、同条第一項中「情報処理指導主任は」を「DXアンバサダーは、局のDX推進主管課と連携し」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「電子情報処理の促進及び改善」を「デジタルサービスの普及啓発」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「情報資産の適正な管理」を「デジタルサービスの改善」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に、「電子情報処理」を「デジタルサービスの推進」に改め、同号を同項第三号とする。

第十条第二項中「情報処理指導主任」を「DXアンバサダー」に改める。

第十三条及び第十六条から第十八条までの規定中「企画担当部長」を「経営改革推進担当部長」に改める。

第二十二条中「企画担当部長に」を「経営改革推進担当部長に」に改め、同条ただし書中「企画担当部長」を「経営改革推進担当部長」に改める。

第二十三条中「企画担当部長に」を「経営改革推進担当部長に」に改め、同条ただし書中「企画担当部長」を「経営改革推進担当部長」に改める。

第二十七条から第二十九条までの規定中「企画担当部長」を「経営改革推進担当部長」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●交通局規程第十九号

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年交通局規程第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第一号中「一万分の一万百二十」を「一万分の九千九百」に、「一万分の一万三千七百九十九」を「一万分の一万三千四百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の二万二千五百」を「一万分の二万二千」に改め、同項第三号中「一万分の二万三千」を「一万分の二万二千五百」に改め、同項第四号中「一万分の一万四百五十七・五」を「一万分の一万十二・五」に、「一万分の一万七千五百」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第五号中「一万分の一万五百七十五」を「一万分の一万百二十五」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第六号中「一万分の五千五百」を「一万分の五千二百八十」に、「一万分の七千四百九十九」を「一万分の七千九十九」に改め、同項第七号中「一万分の六千七・五」を「一万分の五千七百八十五」に改め、同項第八号中「一万分の五千百十七・五」を「一万分の四千八百九十五」に改め、同項第九号中「一万分の五千百七十五」を「一万分の四千九百五十」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十号

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程(平成二十七年交通局規程第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都交通局非常勤職員の報酬等に関する規程

第一条中「及び期末手当」を、「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第四条中「東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程」を「東京都交通局非常勤職員の報酬等に関する規程」に改める。

第二十条中「及び期末手当」を、「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第三十条とし、第十九条の次に次の十条を加える。

(勤勉手当)

第二十条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員(次条第一項で定める会計年度任用職員を除く。)に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する会計年度の第二十八条で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員(次条第二項で定める会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第二条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として第二十七条で定める額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、第二十二條で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、局長が支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段で定める額に、東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年交通局規程第十八号。以下「勤勉手当規程」という。)第三条第一項第一号に掲げる職員(同号に規定する企(一)四級等職員、企(二)五級等職員及び企(一)五級等職員を除く。)

く。)に適用される割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、勤勉手当規程の適用を受ける職員の例による。
- 4 前三項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、局長が別に定める。

(勤勉手当の支給対象外職員)

第二十一条 前条第一項前段で定める会計年度任用職員については、第十三条第一項の規定を準用する。

2 前条第一項後段で定める会計年度任用職員については、第十三条第二項の規定を準用する。

(勤勉手当の支給割合)

第二十二条 第二十条第二項に規定する支給割合は、次条に規定する期間率に、第二十五条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第五項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があると

きは、その端数を切り捨てるものとする。

(勤勉手当の支給割合算定に係る期間率)
第二十三条 前条に規定する期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、勤勉手当規程第四条第一項の表に定める割合とする。

(勤務時間)

第二十四条 前条に規定する勤務期間は、この規程の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次に掲げる期間を除外する。

- 一 第十五条第二項第一号から第五号までに掲げる期間
- 二 東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程(平成二十七年交通局規程第三号)別表の傷病欠勤により勤務しなかった期間
- 三 会計年度任用職員勤務時間規程第二十六条の規定により介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間(所定の勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、局長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。)が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

- 四 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であつて局長が別に定める事由若しくは傷病若しくは交通機関の事故等の事由によらないで、又は無届で勤務しない日（以下「私事欠勤等」という。）の取扱いを受けた期間
- 五 局長が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間
- 3 会計年度任用職員が所定の勤務時間の一部において、次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、局長が別に定める期間を除外する。
 - 一 前項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しない場合
 - 二 会計年度任用職員勤務時間規程第二十八条の規定により介護時間を承認され、これにより勤務しない場合（局長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）
 - 三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない場合（局長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）
- （勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）
- 第二十五条 第二十二條に規定する成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、一万分の一万二百三十七・五以上、勤勉手当規程第四条の三第一項第五号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内でそれぞれ局長が定める割合とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規程第四条の三第三項の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規程第四条の三第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。
- 4 前二項の場合において、私事欠勤等は、日を単位として計算する。
- 5 会計年度任用職員が所定の勤務時間の一部において私事欠勤等の事由により勤務しない場合は、当該勤務しない時間を局長が別に定めるところにより日に換算する。

（勤務期間等の通算）

第二十六条 次に掲げる者が、引き続きこの規程の適用を受ける会計年度任用職員となつた場合においては、この規程適用前のそれらの職員としての在職期間、私事欠勤等又は法第二十九条第一項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分（これらに相当する処分を含む。）をそれぞれこの規程適用後の勤務期間、私事欠勤等又は同項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分とみなして第二十二條から前条までの規定を適用する。

- 一 給与規程の適用を受けていた者
- 二 前号に定める者のほか、特に局長が定める者

2 この規程の適用を受ける会計年度任用職員で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

（勤勉手当基礎額の意義）

第二十七条 勤勉手当基礎額については、第十七条の規定を準用する。

（勤勉手当の支給日）

第二十八条 勤勉手当の支給日については、第十八條の規定を準用する。

（勤勉手当基礎額の端数計算）

第二十九条 勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十一号

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都交通局契約事務規程（昭和三十九年交通局規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条(見出しを含む。)中「第二十一条の十四第一項第一号」を「第二十一条の十三第一項第一号」に改める。

第三十六条中「第二十一条の十四第一項第三号」を「第二十一条の十三第一項第三号」に改め、同条ただし書中「第二十一条の十四第一項第四号」を「第二十一条の十三第一項第四号」に改める。

第五十五条ただし書中「第二十一条の十四第一項第二号」を「第二十一条の十三第一項第二号」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十二号

東京都交通局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

東京都交通局安全衛生管理規程(昭和五十八年交通局規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「省令」という。)第十二条の五第一項本文に規定する事業場に化学物質管理者を置く。

9 省令第十二条の六に規定する事業場に保護具着用管理責任者を置く。

第七条第五項中「労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「及び」という。)」を削り、「第十二条の三に定める資格がある者のうちから、保護具着用管理責任者は省令第十二条の六に定める資格がある者のうちから、保護具着用管理責任者は省令第十二条の六に定める資格がある者のうちから」を加える。

第八条第五項中「及び安全衛生推進者」を「安全衛生推進者、化学物質管理者、保護具着用管理責任者及び作業主任者」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 化学物質管理者は、省令第十二条の五に定める事項を行う。
10 保護具着用管理責任者は、省令第十二条の六に定める事項を行う。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十三号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「令和二年交通局規程第二十一号」の下に「。以下「モバイルIC規程」という。」「を、「令和五年交通局規程第三十二号」の下に「。以下「障害者用IC規程」という。」を加える。

第二十二条ただし書中「年度内」の下に「(当該通学定期乗車券がIC規程に定めるIC定期乗車券、モバイルIC規程に定めるモバイルIC定期乗車券及び特定モバイルIC定期乗車券並びに障害者用IC規程に定める障害者IC定期乗車券である場合)については、当該各乗車券を発売したときから当該各乗車券に記録された身分証明書又は通学証明書に記載の卒業予定年度までの間)」を、「提示」の下に「、郵送又は送信」を、「提出」の下に「、郵送又は送信」を加える。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十四号

東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二号及び第三号の場合にあつては、モバイルIC定期乗車券を発売したときから当該乗車券に記録された通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用身分証明書に記載の卒業予定年度までの間に限り、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用身分証明書の郵送又は送信を必要としない。

第十八条に次の一項を加える。

6 第一項の規定にかかわらず、モバイルIC端末に通学定期乗車券の購入を希望する旅客は、保護者等のクレジットカードを定期旅客運賃の決済に使用することができる。このとき、決済に使用するクレジットカードに関する情報は、購入の都度、クレジットカードの名義人が入力するものとする。

第三十二条中「第十八条第一項及び第二項」を「第十八条第一項、第二項及び第六項」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十五号

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車条例施行規程(昭和四十年交通局規程第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「令和五年交通局規程第三十三号」の下に「。以下「障害者用IC規程」という。」を加える。

第十条第八項の表中「九千三百九十円」を「九千四百五十円」に、「七千三百六十

円」を「七千五百六十円」に、「六千七百五十円」を「六千九百三十円」に改め、同条第十項の表中「七千五百円」を「七千五百六十円」に改める。

第三十二条第一項ただし書中「年度内」の下に「(当該通学定期乗車券がIC規程に定めるIC定期乗車券、モバイルIC規程に定めるモバイルIC定期乗車券及び特定モバイルIC定期乗車券並びに障害者用IC規程に定める障害者IC定期乗車券である場合にあつては、当該各乗車券を発売したときから当該各乗車券に記載された在学証明書に記載の卒業予定年度までの間)」を、「提示」の下に「、郵送又は送信」を加える。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十六号

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二号及び第三号の場合にあつては、モバイルIC定期乗車券を発売したときから当該乗車券に記録された通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用身分証明書に記載の卒業予定年度までの間に限り、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用身分証明書の郵送又は送信を必要としない。

第十八条に次の一項を加える。

6 第一項の規定にかかわらず、モバイルIC端末に通学定期乗車券の購入を希望する旅客は、保護者等のクレジットカードを定期旅客運賃の決済に使用することができる。このとき、決済に使用するクレジットカードに関する情報は、購入の都度、クレジットカードの名義人が入力するものとする。

第三十二条中「第十八条第一項及び第二項」を「第十八条第一項、第二項及び第六項」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十七号

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車旅客営業規程（昭和三十五年交通局規程第十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第五項の様式を次のように改める。

18cm

No. 通学証明書		学校種別 又は認定番号
通学者の氏名及び年齢	(歳)	
通学者の居住地	電話 ()	
部科及び学年	部	科 学年(年次)
身分証明書番号		
通学区間	駅	駅間 経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日から	
卒業予定年月日	年 月 日まで	

年 月 日発行

学校所在地.....

学 校 名.....

学校代表者氏名.....

代表者
職 印

(注意)

- 1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。
- 2 この証明書のうち※印欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。
- 3 この証明書の※印欄は、通学者が記入してください。
- 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については訂正箇所にて二重線を引いていないもの、その他の記入事項については訂正箇所に代表者の職印のないものは、使用できません。

下欄には記入しないでください。

年 月 日まで	
番 号	記 事

.....年.....月.....日..... 駅発行

12cm

(裏無地)

附則

- 1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 従前の様式の通学証明書及び身分証明書については、当分の間そのまま使用することができるとができる。

●交通局規程第二十八号

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程（平成十九年交通局規程第八号）の一部を次のように改正する。

第三十条に次の一項を加える。

- 4 通学証明書の提出又は通学定期乗車券購入兼用身分証明書の提示により卒業予定年月日を確認した上で発売した通学定期乗車券を継続発売するときは、当該乗車券を発売したときから当該乗車券に記録された卒業予定年度までの間に限り、旅客営業規程第四十一条の規定にかかわらず、通学証明書の提出及び通学定期乗車券購入兼用身分証明書の提示を不要とする。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十九号

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程（令和二年交通局規程第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二号及び第三号の場合にあつては、モバイルIC定期乗車券を発売したときから当該乗車券に記録された通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用身分証明書に記載の卒業予定年度までの間に限り、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用身分証明書の郵送又は送信を必要としない。

第九条に次の一項を加える。

- 8 第一項の規定にかかわらず、モバイルIC乗車券に通学定期乗車券の購入を希望する旅客は、保護者等のクレジットカードを定期旅客運賃の決済に使用することができると。このとき、決済に使用するクレジットカードに関する情報は、購入の都度、クレジットカードの名義人が入力するものとする。
- 第十條第三項に次のただし書を加える。
- ただし、前條第八項の規定により決済する場合は、この限りではない。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十号

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程（平成二十年交通局規程第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条に次の一項を加える。

- 4 通学証明書の提出又は身分証明書の提示により卒業予定年月日を確認した上で発売

した通学定期乗車券を継続発売するときは、当該乗車券を発売したときから当該乗車券に記録された卒業予定年度までの間に限り、施行規程第二十七条第一項本文の規定にかかわらず、通学証明書の提出及び身分証明書の提示を不要とする。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●交通局規程第三十一号

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程（令和二年交通局規程第二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二号及び第三号の場合にあつては、モバイルIC定期乗車券を発売したときから当該乗車券に記録された通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用身分証明書に記載の卒業予定年度までの間に限り、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用身分証明書の郵送又は送信を必要としない。

第九条に次の一項を加える。

8 第一項の規定にかかわらず、モバイルIC乗車券に通学定期乗車券の購入を希望する旅客は、保護者等のクレジットカードを定期旅客運賃の決済に使用することができる。このとき、決済に使用するクレジットカードに関する情報は、購入の都度、クレジットカードの名義人が入力するものとする。

第十条第三項に次のただし書を加える。

ただし、前条第八項の規定により決済する場合は、この限りではない。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

告 示 (交)

●交通局告示第一号

昭和五十四年交通局告示第十一号（東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から実施する。

令和六年三月二十九日

東京都交通局長 久 我 英 男

表中

都第三号系統	四谷 駅前	晴海 埠頭	銀座 四丁目	八・六 九〇	を
都第五号系	四谷 駅前	晴海 埠頭	銀座 四丁目	往八・一 九〇	に、
都第六号系統	四谷 駅前	晴海 埠頭	銀座 四丁目	復八・七 六〇	を
都第五号系	四谷 駅前	晴海 埠頭	銀座 四丁目	往八・一 九〇	に、
都第六号系統	四谷 駅前	晴海 埠頭	銀座 四丁目	復八・七 六〇	を

改め、同表錦第十三号系統の部甲系統の項中「九・八三〇」を「九・六三〇」に改め、同表直行第二号系統の項を削り、同表中

都第六号系統

駅前 渋谷

駅前 新橋

寺橋 天現

八・三〇

に、

橋第八十六号系統

駅前 目黒

駅前 新橋

ク前 ニッ 愛育

往八・二
復八・五〇

を

橋第八十六号系統

駅前 目黒

駅前 新橋

ク前 ニッ 愛育

八・五〇

に

江東第一号系統

駅前 潮見

駅前 潮見

環(循) 駅前 辰巳 目・二丁 木場

九・八〇

を

江東第一号系統

駅前 潮見

駅前 潮見

環(循) 目二丁 木場

五・三〇

に

統 二系

環(循) 駅前 辰巳

四・五〇

統 三系

環(循) 駅前 豊洲

五・四〇

改める。

環(循)

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

